

障害者虐待の防止について

香川県障害福祉課

障害者虐待防止法について

- ▶ 正式名称は
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
支援等に関する法律
- ▶ 施行されたのは
平成 24 年 10 月 1 日（公布から 1 年 3 か月後）

2

法律の目的

- ▶ 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、
障害者の自立及び社会参加に与って障害者に対する虐待を
防止することが極めて重要であること等に鑑み、**障害者に対
する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害
者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に
対する支援のための措置**等を定めることにより、障害者虐待
の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もっ
て障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

3

法律が対象とする障害者

- ▶ 「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達
障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生
活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいう。

4

障害者虐待とは

- ▶ 行為者別に規定されている。

養護者による虐待

障害者福祉施設従事者等による虐待

使用者による虐待

5

虐待行為の種別

区分	例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること ・身体を縛りつけたり、過剰に投棄したりすることによって身体の動きを抑制すること
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・性的な行為を強要すること ・わいせつな言葉を発すること
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・脅し、侮辱などの言葉を浴びせること ・仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
ネグレクト (放棄・放置)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、入浴、洗濯など身の辺の世話や介助をしないこと ・必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賞金を使ったり勝手に運用すること ・本人が希望する金額の使用を理由なく制限すること

6

通報窓口は

- ▶ 行為者別に規定されている。

養護者による虐待

市町

障害者福祉施設従事者等による虐待

市町


使用者による虐待

市町

県

7

養護者の支援

- ▶ 家庭の中で発生する障害者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足している適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがある。
- 
- ▶ 養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援を行う必要がある。

8

養護者の支援

- ▶ 養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援
- ▶ 例えば、障害者福祉施設の短期入所（ショートステイ）や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めることなど

9

虐待発生の背景

- ▶ 障害の特性に対する **知識や理解の不足**
- ▶ 障害者の人権に対する **意識の欠如**
- ▶ 障害者がいる家庭や障害者福祉施設の **閉鎖性** などがある

10

虐待防止で大切なこと。

- ▶ 虐待は **エスカレート** する
だから

早い段階で気づくこと がとても重要

- ▶ より注意すべきこと
 - ・気づかないこと
 - ・気づかないふりをする

11

虐待防止で大切なこと。

- ▶ まずは **気づく** こと。
- ▶ そして **知らせる** こと。
- ▶ 適切な助言を受けること。
- ▶ 虐待は特別なことじゃない。
(どの家庭にも、どの施設にも起こりうること)
- ▶ 重度化しないうちに芽を摘む。

12